

議案第 79 号

伊賀焼伝統産業会館条例等の一部改正について

伊賀焼伝統産業会館条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀焼伝統産業会館条例等の一部を改正する条例

(伊賀焼伝統産業会館条例の一部改正)

第 1 条 伊賀焼伝統産業会館条例(平成 16 年伊賀市条例第 179 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	参観料	区分	参観料	適用
一般	220 円	団体	一般	団体は、20 人以上とする。
中学生・高校生	110 円		中学生・高校生	

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	利用料
展示室	1 小間につき
	年額 38,450 円
和室研修室	日額 5,340 円

(大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 189 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

環境改善センター使用料表

施設の名称	使用料	冷暖房料及び照明料	備考
多目的ホール	1回につき 3,150円	1回につき 2,100円	3時間を超える利用については、3時間を単位として加算する。
大会議室及び和室	1回につき 1,050円	1回につき 530円	
小会議室、調理室、小会議室2	1回につき 530円	1回につき 320円	
大山田テニスコート	1回1面につき 1,050円	1回1面につき 照明 530円	

（伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表を次のように改める。

(2) 備品等利用料金

備品等の名称	区分	金額	備考
管理機	1回につき	550円	
くわ	1回につき	110円	
くまで	1回につき	110円	
シャワー	1人1回につき	110円	
用具ロッカー	年額	3,150円	使用の期間が12月に満たない場合は、月割りとする。

（伊賀市シルバーワークプラザ条例の一部改正）

第4条 伊賀市シルバーワークプラザ条例（平成22年伊賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「530円」に、「300円」を「320円」に改める。

（伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例(平成23年伊賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

1 菜の舎

使用室名	利用料金	
交流室	1時間	210円

2 バイオ燃料センター

使用室名	利用料金	
研修室	1時間	210円

別表第2(第7条関係)

菜の舎 附属設備等利用料金

附属設備等の名称	区分	金額	備考
乾燥・調整用機械器具	ナタネ搬入時重量1kgの処理につき	60円以内	ナタネ乾燥重量の10%を金額のかわりに物納することができる。
	ナタネ以外搬入時重量1kgの処理につき	110円以内	
搾油・瓶詰用機械器具	ナタネ乾燥重量1kgの処理につき	210円以内	ナタネ乾燥重量の20%を金額のかわりに物納することができる。
	ナタネ以外乾燥重量1kgの処理につき	420円以内	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、伊賀焼伝統産業会館条例、大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例、伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例、伊賀市シル

バーワークプラザ条例及び伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の利用料金等については、なお従前の例による。